平成19年外部監査公表第1号関係分（平成19年5月31日現在の措置状況）

上下水道局

1　港営業所における分割納入について（その１）

（監査結果）

分割納入については収入消込不能リストに計上することにより、報告・承認漏れを防止し、分割納入の履歴を事後的に検証できるようにすべきである。

（措置状況）

分割納入となる場合には、報告・承認漏れを防止し、履歴を検証できるよう、必ず「収入消込不能リスト」を出力させる旨、文書により各営業所あて通知するとともに、通知内容について5月25日開催の営業所主査会で周知徹底を図った（平成19年5月1日実施）。

2　一般競争入札における金額基準等について

（監査結果）

単価契約の場合、事前に総額を見積り、これに基づき一般競争入札とするか指名競争入札とするかを決定し、単価による入札を行っている。このため、事前の見積総額と事後の総支払額にある程度差異が生じることはやむを得ないと思われる。従って、AK12において1億円を超過しているにもかかわらず指名競争入札とされたことについては、見積差異の範囲内と考えられる。しかし、AK16においては58%もの超過をしていることから、見積り方法に問題があったと考えられる。今後、総額を見積るに当たり、より正確を期す必要がある。

（措置状況）

指摘のあった配水管移設工事等（単価契約）の入札方式については、平成18年度下期分から入札後資格確認型一般競争入札に変更しており、単価契約の工事の入札方式は全て一般競争入札となっている（平成18年10月1日実施）。

3　一般競争入札における単価契約について

（監査結果）

一般競争入札であるにもかかわらず、上半期及び下半期に同一の業者が同一の工区を落札している。あまりに均整のとれた落札結果であり、不自然な印象を受ける。なお、平成16年度下期及び平成18年度上期も同じ落札状況であったとの回答を得ている。

名古屋市上下水道局は公正な入札を図るべく、過去、通常型指名競争入札から公募型指名競争入札に切替え、さらに平成16年度下期から一般競争入札に切り替えたという経緯がある。また、平成18年度下期からは、入札後資格確認型一般競争入札に切り替え、加えて電子入札方式とすることで、参加者の特定をより困難なものにするよう努めている。

なお、入札後資格確認型一般競争入札への切り替えは、資格審査という入札前段階

での入札参加者相互の特定機会を無くし、電子入札方式の採用は、入札時での入札参加者相互の特定機会を無くすことができる。

上記落札結果の是非について断定的なことは言えないが、これらの施策や入札方法以外の施策、例えば年度ごとに工区を細分化したりまとめたりすることによって、仮に談合の動きがあったとしても業者間において協調を図りにくくする等の施策を模索することによって、より公正な入札結果となるよう努めていく必要がある。

（措置状況）

指摘のあった道路掘削後復旧工事（単価契約）の入札については、平成 19 年度分から工区の見直しを行い、従来の 8 工区から 16 工区に変更した（平成 19 年 4 月 1 日実施）。

4　指名競争入札における指名業者数について　①（ア）

BA26　指名業者数は 3 者であり、6 者不足している。

（監査結果）

導水管の電食を防止する工事であり、当該技術を有する業者は 3 者のみであるとして、工事種類別指名対象事業者リストに掲載されている全 3 者を指名したものである。本契約において指名可能な全業者を指名していることから、内容上の問題はない。手続上は、指名業者数が不足する旨と理由を記載するべきである。

（措置状況）

平成 18 年度より施工可能業者をすべて指名業者としても規定数に満たない場合は、不足する理由を記載するよう契約課「指名調書（指名競争入札）作成要領」により周知されている（平成 18 年 4 月 1 日施行)。

5　指名競争入札における指名業者数について　②（イ）

BA8　指名業者数は 3 者であり、3 者不足している。

（監査結果）

取水場に設置された制御用蓄電池設備の取替を行うもので、当該技術を有する業者は 3 者のみであるとして、工事種類別指名対象事業者リストに掲載されている全 3 者を指名したものである。本契約において指名可能な全業者を指名していることから、内容上の問題はない。手続上は、指名業者数が不足する旨と理由を記載すべきである。

（措置状況）

平成 18 年度より施工可能業者をすべて指名業者としても規定数に満たない場合は、不足する理由を記載するよう契約課「指名調書（指名競争入札）作成要領」により周知されている（平成 18 年 4 月 1 日施行)。

6　指名競争入札における指名業者数について　③（ア）

LG3　指名業者数は 2 者であり、3 者不足している。

（監査結果）

水道メータ（150 PW⑥）を買い入れる契約である。水道メータ承諾済業者一覧表（平成 18 年 1 月 26 日付）によると、当該型式に対応している業者は 2 者だけであり、や

むを得ないものと思われる。手続上、指名業者数が不足する旨と理由が記載されるべきである。

（措置状況）

平成18年度より施工可能業者をすべて指名業者としても規定数に満たない場合は、不足する理由を記載するよう契約課「指名調書（指名競争入札）作成要領」により周知されている（平成18年4月1日施行)。

7　指名競争入札における指名業者数について　③（イ）

LA81　指名業者数は2者であり、3者不足している。

（監査結果）

応急給水用のポリエチレン容器5ℓ入りを3,000個製造委託する契約である。理由書には、形状により対象物件が絞られる上、当局名入りの取扱説明書が付くため特殊な仕様となり、履行可能な業者は2者のみである旨記載されている。

手続は踏襲しているが、当局側で2者に絞り込むほどの特殊仕様であるかについて、やや疑問を感じる。履行が困難な場合、業者側で辞退すればよいことから、指名業者数を増加させてもよかったのではないかと考えられる。

（措置状況）

平成１8年度契約から、指名業者数を5者とした（平成18年10月16日実施)。

8　契約変更について　①（ア）

契約AC3について

（監査結果）

変更設計書には、フェンス構造の変更が必要になったため設計変更すると記載されている。なぜフェンス構造の変更が必要になったのかという理由から記載すべきである。

一方、工事内訳書を見ると、主要な増額部分はフェンス設置工の単価であり、mあたり単価が13,556円から24,416円に変更され、これが約270㎥あるため直接工事費が2,927,856円増加している。直接工事費は直接材料費と直接労務費を含んでいるようであるが、契約変更の理由を明瞭に記載するためにも、材料費と労務費を区別して内訳書を作成するか、それに代わる説明を備考欄等に記載すべきである。

（措置状況）

設計変更は入札の競争性を害する恐れがあるため、事前の十分な調査を行うこと、また、変更設計書には、設計変更の理由および変更内容を明瞭に表示するよう周知した（平成18年6月1日実施)。

9　契約変更について　①（イ）

契約GF19について

（監査結果）

土質調査の必要が生じたため人件費59万円と関連経費を増額している。何故、土質調査の必要が生じたのか変更設計書に記載されていない。契約変更となる根本的な理

由を書類として残すべきである。
（措置状況）
変更設計書の様式が変更され、変更理由及び変更内容の記載欄が追加されたことに伴い、変更設計を行う場合には、理由及び内容を具体的に記載するよう周知している（平成18年6月1日実施）。

10　契約変更について　①（ウ）
契約CC13について
（監査結果）
現場条件が当初設計と変化したため変更設計するとあるが、これでは変更設計の必要性を説明したことにならず、変更決裁が通らないのが一般的である。変更決裁を受けるに当たり具体的に理由を記載すべきである。
（措置状況）
変更設計書の様式が変更され、変更理由及び変更内容の記載欄が追加されたことに伴い、変更設計を行う場合には、理由及び内容を具体的に記載するよう周知している（平成18年6月1日実施）。

11　契約変更について　①（エ）
契約CA18について
（監査結果）
契約書には、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第18条（必要がある場合設計変更できる）に基づくとあるのみで、変更設計書等には設計変更が必要となった理由が一切記載されていない。これでは形式上、変更理由の説明が無いまま変更決裁がなされたことになってしまう。設計変更の具体的必要性を記載すべきである。
（措置状況）
変更設計書の様式が変更され、変更理由及び変更内容の記載欄が追加されたことに伴い、変更設計を行う場合には、理由及び内容を具体的に記載するよう周知している（平成18年6月1日実施）。

12　契約変更について　②（ア）
契約GG26について
（監査結果）
当初の見積りよりも汚泥の量が多かった（500から684立方メートルへ36.8%増加）ため、運搬回数、運搬車両等を変更している。契約事務の適正化の観点からは、より精緻な事前見積りが求められる。
（措置状況）
浄水汚泥の量は季節や天候（降雨量）により変動するため、事前見積りの精度を高めることには限度があるため、今年度より同種の契約について、総価契約から単価契約に契約形態を変更し、契約事務の適正化を図った（平成19年4月1日実施）。

13　契約変更について　②（イ）

（監査結果）

当初設計より撤去管の位置が車道中央側で別穴撤去となったため変更設計する、と記載されている。より正確なデータの蓄積を図るべきである。

（措置状況）

撤去管の正確なデータを竣工図、他企業データ等から事前に収集し、設計時点での評価を行うこととした（平成19年2月28日実施）。

14　随意契約の理由の記載等について　①

（監査結果）

随意契約においても予定価格を定める必要があるが、他者との契約に見られる「予定価格調書」は、財団法人水道サービスとの間では作成されておらず、他の資料においても予定価格についての記載は発見できなかった。規則に準拠して予定価格を定め、他者との契約と書式を統一するため「予定価格調書」を作成すべきであり、単価契約についても他者との契約と同様、単価表と予定価格調書を割印で結びつけることによって、単価としての予定価格を決定すべきである。

（措置状況）

平成18年度下期分の案件から予定価格調書を作成することとした（平成18年9月4日実施）。

15　随意契約の理由の記載等について　②

（監査結果）

契約番号GK10、GK11、GK13及びGK22はいずれも数千万円単位の契約であるにもかかわらず、設計書の内訳には例えば「業務１、一式、21,100,000」などと記載されており、積算根拠としては粗いものとなっている。これらはいずれも業務委託の契約であることから、人件費の単価を見積り、これに人数と日数及び箇所数等を乗じる形式で具体的に積算すべきである。

（措置状況）

平成19年度契約より、設計価格票に設計内訳書を添付した（平成19年4月1日実施）。

16　随意契約の理由の記載等について　③

（監査結果）

随意契約理由書が作成されていない。これでは入札によらず相対で契約する必要性が説明されないまま決裁を受けたことになる。随意契約を締結する必要性があるのであれば、その理由を随意契約理由書の形で明確にするべきである。

（措置状況）

平成18年度下期分の案件から随意契約理由書として指名調書（随意契約）を作成することとした（平成18年8月17日実施）。

17　随意契約の理由の記載等について　④

（監査結果）

契約規程第9条によれば、随意契約によろうとする場合は見積書を徴取しなければならない。次年度から徴取する必要がある。

（措置状況）

平成18年度下期分の案件から見積書を徴取することとした（平成18年8月25日実施）。

18　随意契約の理由の記載等について　⑤

（監査結果）

上記契約においては、いずれも「契約書」が交わされておらず、「契約書」に代えて「承諾書」が交わされている。「承諾書」には収入印紙が添付されているなど契約書としての用件を多く満たしているが、「契約書」には名古屋市上下水道局長の印が押されているのに対して、「承諾書」にはこの押印が無い点が大きく異なる。

敢えて「承諾書」を交わしている理由が見当たらないことから、他者との契約と同様に「契約書」を交わすべきである。

なお、契約規程第33条第1項第4号には、契約書の作成を省略できる場合の一つとして、「国、地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。」と定めているが、財団法人名古屋市防災管理公社や財団法人名古屋都市センターとの契約において「契約書」を交わしていることとの均衡から、財団法人水道サービスとの契約についてのみ「承諾書」を交わすことは不適当と考えるべきである。

（措置状況）

平成18年度下期分の案件から契約書を交わすこととした。（平成18年9月26日実施）。

19　随意契約の理由の記載等について　⑥

（監査結果）

契約番号GK5、GK6及びGK19については、契約関係書類中に事業者から提出される完了届が無く、支払いの基礎となる検査調書も見当たらなかったため、検査合格や支払許可の有無について質問したところ、契約は交わしたものの業務指示を出すことがなかったため、工事自体が行われておらず、よって完了届や検査調書は作成されなかったとの回答を得た。

これはGK5、GK6及びGK19といった工事は発生頻度が稀な件名のため、業務指示が出ることなく年度が終了することがあるためである。一方、GK3ではGK19と同じ工事内容が契約内容の一項目として含まれており、必要に応じて業務指示が出され工事が行われている。

今後はGK5、GK6及びGK19のように業務指示が稀にしか出されない業務内容についてはGK3のケースと同様に、他の契約と一本化することにより、事務の効率化を図ることが望ましい。

また、予算執行の適正化のため、単価契約における業務指示量の事前見積りをより

精緻に行うべきである。
（措置状況）
平成 18 年度下期から、GK5 は、総価契約で指名競争入札に変更し、GK6 及び GK19 は直営作業にて対応している（平成 18 年 10 月 1 日実施）。

20　随意契約の理由の記載等について　⑦
（監査結果）
契約番号 GK1、GK3、GK4、GK7、GK8、GK16 から GK18、GK20 及び GK21 に係る契約関係書類には、「検査調書」に代えて「副申書」が添付されていた。
「副申書」は、一つの契約において「検査調書」が多数になる場合に使用される書類であり、「副申書」が使用される場合には「検査調書」は契約関係書類に添付されることなく各所属部署にて保管される。
しかし、「副申書」は制度上の公式書類ではないこと、「検査調書」と記載内容が重複する箇所が多く実際の運用上は承認印欄が使用されていないこと、及び契約相手先への支払業務はオンラインシステム上の検査合格表示に基づいて行われており、「副申書」に基づいているわけではないことから、「副申書」の果たす役割が明確になっていない。
「副申書」の必要性を再検討し、必要であれば制度化するとともに、定められた記載事項、承認印欄は省略することなく使用するべきである。
（措置状況）
予算の執行管理を行う上で必要なものであるので、工事の取扱いにおいて「副申書」の提出を定め、定められた記載事項、承認印欄を使用することとした（平成 19 年 4 月 1 日実施）。

21　随意契約の理由の記載等について　⑧
（監査結果）
契約番号 GK2、GK9 から GK11、GK13、及び GK16 から GK21 については特に随意契約とする必要性はなく、競争入札で契約できる内容と思われる。
これらが随意契約を必要とするものであるならば、随意契約理由書を添付して根拠を明らかにすべきである。
また、GK13 については建物の管理業務と設備の保守点検業務を一体として契約しているが、別個の契約に分割する方が専門業者への門戸が広がり、より競争性が高まると考えられる。
（措置状況）
指摘のあった契約案件で引き続き随意契約を必要とするものは、平成 18 年度下期分から平成 19 年度上期・通年分にかけて随意契約理由書である指名調書（随意契約）を作成することとした（平成 18 年 8 月 17 日実施）。
なお、GK18 及び GK19 に係る案件については平成 18 年度以降発注しておらず、GK21 については発注内容に応じた発注形態の見直しを行い、平成 18 年度以降一部業務を分離し競争入札による発注とした（平成 18 年 4 月 3 日実施）。

GK13 について今年度の契約においては、一括して随意契約によっていたものから、保守点検業務を切り出し、個別の契約に変更し、専門業者への門戸を広げ競争性を高めた（平成 19 年 4 月 1 日実施）。

22　随意契約における 2 号理由（契約の性質や目的が競争入札に適しない場合）について　①（ウ）

（監査結果）

2 号理由は、使用する電磁式量水器は口径が小さく、一つの業者しか製作していないことが、中心に述べられている。しかし、量水器を扱っている業者数は多く、通常、2 号理由に該当するとは考えにくい。そのため、具体的な口径を理由書に記載した上で一つの業者しか製造していない旨を述べるべきである。

（措置状況）

当局が工業用水道の量水器として採用している内蔵電池駆動式のパルス式電磁流量計は、製造業者が一社であることから、随意契約によっており、2 号理由にはその旨を記載している。（平成 18 年 4 月 17 日実施）

23　随意契約における 2 号理由（契約の性質や目的が競争入札に適しない場合）について　②（ア）

（監査結果）

JA9 及び JA10 では、電話機やファクシミリの賃貸借契約を 1 年単位で結んでいる。受話器等の設備を毎年更新することは不合理であり、現行のように毎年度随意契約により賃借期間を更新し続けることは 2 号理由として妥当と考えられる。

しかし、コスト低減の観点からは電話設備等の新規更新時期に競争入札による長期のリース契約（長期継続契約）とする等により競争性を高めていく必要がある。

（措置状況）

電話設備等の新規更新時期に合わせて長期継続契約することとし、平成 19 年度に更新時期を迎えた千年下水処理場電話設備を長期継続契約による指名競争により契約した（平成 19 年 4 月 1 日実施）。

24　随意契約における 2 号理由（契約の性質や目的が競争入札に適しない場合）について　③（ア）

（監査結果）

GE5 について、設計金額の内訳を見ると、端末オペレータ 5 人（平均 362,100 円／月）の他にサブセンターオペレータ 2 人（平均 573,750 円／月）とセンターオペレータ 1 人（671,500 円／月）の合計 8 人が予定されている（GE31 も同様）。しかし、データ入力業務は通常フラットなメンバー構成で行えるはずであり、名古屋市上下水道局担当者との連絡調整等の業務に当たっている管理職クラスともいえるセンターオペレータ及びサブセンターオペレータを合計で 3 人必要とする根拠に乏しいといえる。

（措置状況）

平成 19 年度からセンターオペレータ 1 人・サブセンターオペレータを 2 人から 1

人とし、端末オペレータを6人、合計8人に変更した（平成19年4月1日実施）。

25　随意契約における 2 号理由（契約の性質や目的が競争入札に適しない場合）について　③（イ）

（監査結果）

GE12は、平成16年度に競争入札によって設置したホームページとその運用システムについて、平成17年度分の保守運用業務を委託したものである。

本契約はその内容に設備や機器の賃借料といった、保守運用業務とは性格が異なる内容が多く含まれているにもかかわらず、それを示唆する文言が仕様書に条件として記載されているに留まっており、設計価格票にも「委託料」として合計金額が記載されているのみであることから、契約関係書類を通じて契約内容全体を把握することは不可能である。業務委託においては設計書を作成する義務はないとしても、事前に予定価格を算定する以上は一定の算定根拠を有しているはずである。

よって、特に本契約のような設備等の賃貸借の内容と保守運用業務の内容などを包括した契約においては算定根拠に基づいて設計価格票等に項目ごとに内訳を明示する形で記載するべきである。

（措置状況）

平成19年度契約より､サーバや通信機器等の賃貸借及びシステム運用経費などの保守運用業務等ごとの金額を記載した内訳書を設計価格票に添付し、設計価格の明確化を図った（平成19年4月1日実施）。

26　随意契約における5号理由(緊急を要する契約)について

（監査結果）

契約AA292については、監視装置設置工事に先立ち、設置スペース等の検討が十分になされるべきであり、事前調査が適切に行われていれば、指名競争入札に付すことができた件名であると考えられる。今後は設備工事等との調整を十分図り、設備工事の発注時期に合わせた設計・発注に努める必要がある。

（措置状況）

設備設計担当との事前打合せを綿密に行い、発注時期に合わせた設計を行い、通常の発注に間に合うように調整するよう周知した（平成19年2月28日実施）。

27　ダム使用権について

（監査結果）

名古屋市上下水道局では以下の支出金額を水利権として計上しているが、当該支出は上記の水資源機構が築造する水資源開発施設を利用して流水を使用するため独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第25条の規定により納付する負担金の額に該当するものであり、当該支出は上記のダム使用権に該当する。

（措置状況）

平成19年度より、ダム使用権として減価償却費を予算計上した（平成19年4月1日実施）。

28　ダム建設事業割賦負担金の処理

（監査結果）

借入金の利息を固定資産の取得価額に算入する会計慣行は、借入金利息のうち固定資産の完成の期間までに係るものであり、完成後の期間に係る借入金利息を固定資産の取得価額に算入する会計慣行はない。割賦償還金に係る利息は、固定資産の完成後の期間に係る利息であり、本来は各償還期間の営業外費用として処理されるべきものであった。

（措置状況）

平成19年度より、営業外費用として予算計上した（平成19年4月1日実施）。

29　支障移転収入の会計処理について

（監査結果）

支障移転収入は資本助成を目的とするものではなく、工事負担金には該当しない。そのため、資本剰余金とすることは適当ではなく、営業収益あるいは営業外収益として計上すべきである。

（措置状況）

平成19年度より、営業収益として予算計上した（平成19年4月1日実施）。

30　出張命令簿について

（監査結果）

出張命令簿の作成手続きが遅延している事例が多々あり、当該命令簿を作成する本来の趣旨が軽視されていると思われるため、規定を遵守した出張命令手続となるよう注意する必要がある。

そのためには、例えば出張命令簿に同命令簿の作成日・記入日等の欄を追加して、出張命令日の欄には口頭または文書により出張命令を発した日を記入し、作成日、記入日等の欄には実際に命令簿を作成・記入した日を記載することによって明確な文書化を図る工夫等をすべきである。

（措置状況）

出張命令簿の作成が遅延しないよう、各課公所の給与事務担当者に文書及び口頭にて注意喚起し、遅延防止の徹底を図った（平成19年3月20日実施）。

31　前泊日当の支給について

（監査結果）

前泊の場合、昼食代は必要ないため、前泊の場合も日当の2分の1を控除する必要がある。また、これらについては明確な規定がないため通常の旅行と前泊の場合で日当の不公平感を無くすためにも、規定化する必要がある。

（措置状況）

前泊の場合は、日当の2分の1を減額することとした。また、旅費の調整に関する内規を局長通達に変更し、規定の明確化を図った（平成19年4月1日実施）。

32　特殊勤務手当の見直しについて

（監査結果）

平成18年度から特殊勤務手当が改正されているものの、現在も特別の考慮を必要とするほどに特殊性があるのか疑問に思われる手当が残っている。特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険・不快・不健康または困難な勤務や、その他著しく特殊な勤務に限定する必要がある。特に上表2中の現場作業手当については、いずれも事務所以外の現場で作業を行うことに対する手当であり、職員として通常の業務の範囲内の業務であり、特殊性が認められないものが多く、廃止を検討する必要がある。また、現場作業手当以外の手当についても勤務実態や社会情勢の変化等に応じて、毎年見直しを行い、その支給の必要性と支給水準の妥当性について継続的に検討を重ねる必要がある。

（措置状況）

特殊勤務手当については、現場作業手当及び現地調査・徴収手当を廃止するなどの見直しを行った（平成19年4月1日実施）。

33　修繕引当金について

（監査結果）

上下水道局における現在の修繕引当金の計上基準は予算の執行面からなされているものであり、適正な期間損益計算に資するものではない。平成17年度においては修繕費として本来計上すべき金額よりも約4億円程度過大に修繕費が費用計上されていると試算されており、また、過去の実績を見ても修繕費予算額と執行額の乖離が大きく、結果として修繕引当金は内部留保の一手段となっているのが現状である。

適正な期間損益計算に資するためにも、依命通達に記載された計上基準等を参考にし、客観的な計上基準を設定する必要がある。

（措置状況）

平成19年度より、依命通達に記載された計上基準等を参考にし、過去5年間の修繕実績の平均額を修繕費予算額として計上した（平成19年4月1日実施）。

34　情報システムにおけるパスワードの定期的な変更について

（監査結果）

図面情報管理システムについても、パスワードの有効期限を明確に定め、更新状況を監視すべきである。

また、上下水道局情報ネットワーク等については機密情報を取り扱っていないが、パスワードの定期的な変更について検討すべきである。

（措置状況）

図面情報管理システムのパスワードについては、パスワードの有効期限を3ヶ月に設定することとした（平成18年12月実施）。

上下水道局イントラネットのパスワードについては、一斉変更を行った（平成19年1月実施）。